建設緑政局関係議案資料

議案第83号

附帯控訴の提起について

建設緑政局

議案第83号 附帯控訴の提起について

1 議案の概要

水路の設置又は管理の瑕疵に係る損害賠償請求控訴事件に対する附帯控訴の提起について、地方自 治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるもの

(地方自治法第96条第1項)

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第12号 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、 訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

2 事件の概要

原 告 多摩区在住の方(男性、当時45歳)

発生場所 川崎市多摩区登戸1763番地1先 水路(公開空地の脇)

発生日時 平成29年8月5日(土)午前1時頃

平成29年8月5日、多摩区登戸1763番地1先水路上で、原告が自転車を押して歩行していた ところ、当該水路の蓋のない開渠部分に転落し、負傷した。

原告が負傷し、顔面醜状の後遺障害を負うに至ったのは、当該水路が人の通行を予定しているような外観を有しており、<u>本市が当該水路に蓋あるいは防護柵を設置する等の措置を怠った</u>ことによるものであるとして、原告は、川崎市に対して損害賠償(損害金1775万4684円及びこれに対する平成29年8月5日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金)を請求したものである。

3 訴訟の経過

第1審(横浜地方裁判所川崎支部令和2年(ワ)第711号損害賠償請求事件)

令和 2年9月 3日 訴えの提起 令和 2年9月16日 訴状送達 (口頭弁論等10回)

令和 4年4月14日 判決 令和 4年4月18日 判決書正本送達

【判決の要旨】

- ●被告は、原告に対し、<u>47万7917円</u>及びこれに対する平成29年8月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。原告のその余の請求を棄却する。
- ●<u>夜間に</u>本件有蓋部分を通行する者において、石板が途切れて無蓋開渠となる境目を肉眼で識別する ことは一般に難しいと言えることから、<u>通行者が本件無蓋部分の存在に気付かないまま誤って水路</u> に転落する危険性を有しているというべきであり、本件水路の設置及び管理には、瑕疵があった。
- ●原告は、本件事故発生時の状況からすれば、暗く見通しの悪い本件水路を進行するにあたり、進路の安全を確保し、<u>前方を注視しながら進行すべき注意義務を当然に負うもの</u>と認められる。また、原告は、酩酊状態であり、注意力及び判断力が低下した状態で、進行方向を自転車備付けのライトで照らすこともせず、<u>本件無蓋部分に転落したものと言える</u>ことから、原告には、本件事故の発生について過失があると認められる。
- ●原告の過失の程度は、本件水路の設置及び管理に係る瑕疵の内容と比較しても大きいものと言わざるを得ず、原告に生じた損害の7割を減ずるのが相当と認められる。

第2審(東京高等裁判所令和4年(ネ)第2802号損害賠償請求控訴事件)

令和 4年4月27日 控訴の提起 令和 4年6月 7日 控訴状送達

【控訴の趣旨】

第1審判決は、本件水路が通常有すべき安全性を欠く状況にあったといえ、被告による本件水路の 設置及び管理に瑕疵があったために、本件事故が発生し、原告に損害を生じたと認められることから、 被告は国家賠償法に基づく損害賠償責任を負うものとして、原告の請求を一部認容したが、<u>原告は、</u> 第1審判決の一部を不服として、控訴を提起した。

- ●原判決中控訴人の敗訴部分を取り消す。
- ●被控訴人は、控訴人に対し、金532万6405円及びこれに対する平成29年8月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。



本市としては、第1番判決のうち、本市が賠償責任を負う ものとされたこと等の点について不服はあるものの、<u>原告の請</u> 求額約1,775万円に対して約47万円の一部認容にとどま ったこと、本件事故によって原告に後遺障害が生じていないこ となど、本市にとって受け入れられない内容ではなかったこと から、紛争の早期解決も考慮し、控訴しなかった。

原告が控訴したことを受け、<u>本市が応訴するに当たって</u>は、控訴審において、<u>管理瑕疵の有無を含めて本市の主張を尽</u>くす必要がある。

本市は、控訴審における審判の範囲を拡張して、本件水路が通常有すべき安全性を欠くものではなく、<u>酩酊状態に陥っていた原告の予測できない行動により本件事故が発生した</u>ものであるなどの主張を尽くすことにより、<u>第1審判決のうち本市敗訴部分の取消しを求めるため、</u>附帯控訴したい。

※附帯控訴とは

民事裁判で、第一審判決に対して控訴しなかった当事者が、相手方の控訴による控訴審において、その控訴に附随 して自己に不利益な部分について提起する控訴。口頭弁論が終結するまでは附帯控訴をすることができる。